

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地																				
信州スポーツ医療福祉専門学校	平成17年2月15日	小林 一貴	〒380-0816 長野市大字三輪1313-13 (電話) 026-233-0555																				
設置者名	設立認可年月日	代表者名	所在地																				
学校法人光和学園	平成17年2月15日	原田 晃史	〒380-0816 長野市大字三輪1313-13 (電話) 026-233-0555																				
分野	認定課程名	認定学科名	専門士 高度専門士																				
教育・社会福祉	教育・社会福祉専門課程	介護福祉学科	平成11年文部科学省告示第11号 -																				
学科の目的	介護福祉士の国家資格を取得し、職業人として社会に貢献できる人材を育成する。																						
認定年月日	平成26年3月31日																						
修業年限	昼夜 全課程の修了に必要な 総授業時数又は総単位数	講義	演習 実習 実験 実技																				
2年	昼間 1,995時間	1,285時間	230時間 480時間																				
生徒総定員	生徒実員	留学生数(生徒実員の内)	専任教員数 兼任教員数 総教員数																				
80人	53人	0人	4人 11人 15人																				
学期制度	■前期:4月1日～9月30日 ■後期:10月1日～3月31日	成績評価	■成績表: 有 ■成績評価の基準・方法 定期試験、総合学力判定試験、卒業判定試験等の実習及び履修状況等を総合的に勘案 卒業認定は出席時数及び各種試験成績の評価、操行動態等を考慮。進級は通年で定期試験評価が平均60点以上とする。																				
長期休み	■夏季:8月1日～8月23日 ■冬季:12月27日～1月5日 ■学年末:3月9日～3月31日	卒業・進級条件																					
学修支援等	■クラス担任制: 有 ■個別相談・指導等の対応 個人面談、三者面談を実施するなど常に情報を取り合うこととしている。	課外活動	■課外活動の種類 各種大会等への参加及びボランティア活動の積極的参加 ■サークル活動: 有																				
就職等の状況※2	■主な就職先・業界等(平成30年度卒業生) 特別養護老人ホーム16名 介護老人保健施設2名 グループホーム6名 障害者施設1名 病院3名 ■就職指導内容 合同企業説明会への全員参加 ■卒業者数 31 人 ■就職希望者数 28 人 ■就職者数 28 人 ■就職率 : 100 % ■卒業者に占める就職者の割合 : 90.3 % ■その他 (平成30年度卒業生に関する令和元年5月1日時点の情報)	主な学修成果(資格・検定等)※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 (平成30年度卒業生に関する令和元年5月1日時点の情報) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格・検定名</th> <th>種</th> <th>受験者数</th> <th>合格者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護福祉士</td> <td>① ②</td> <td>31人</td> <td>22人</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他(民間検定等) ■自由記述欄 (資格種別「①、②」とした理由)社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律により、国家試験不合格者についても「介護福祉士となる資格を有する者」とする経過措置(令和4年3月31日までに介護福祉士養成施設を卒業した者が対象)がなされている。	資格・検定名	種	受験者数	合格者数	介護福祉士	① ②	31人	22人												
資格・検定名	種	受験者数	合格者数																				
介護福祉士	① ②	31人	22人																				
中途退学の現状	■中途退学者 0名 平成30年4月1日時点において、在学者57名(平成30年4月1日入学者を含む) 平成31年3月31日時点において、在学者57名(平成31年3月31日卒業者を含む) ■中途退学の主な理由 学業不振 家庭環境 進路変更(過去に退学者が出た際の理由) ■中退防止・中退者支援のための取組 成績不審者に対するフォローアップ。三者面談等情報の共有、学習発表会等の開催によるモチベーションの向上	■中途退学率 7.1%																					
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度: 有 ※有の場合、制度内容を記入 特待生 学校内進学 医療系再入学 柔道経験者 兄弟家族 指定公推薦 遠方支援 本校卒業生推薦 関係業界団体会員推薦 ■専門実践教育訓練給付: 給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載 1年生0名、2年生0名																						
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: 無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 (評価団体、受審年月、評価結果又は評価結果を掲載したホームページURL)																						
当該学科のホームページURL	http://www.kowagakuen.ac.jp/course/jyudoseifuku/index.html																						

(留意事項)

1. 公表年月日(※1)

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた告示日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2. 就職等の状況(※2)

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業生の「就職率」の取扱いについて(通知)(25文科生第596号)」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

(1)「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職(内定)状況調査」における「就職率」の定義について
①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。
②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者を含みません。
③「就職者」とは、正規の職員(雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む)として最終的に就職した者(企業等から採用通知などが出された者)をいいます。

※「就職(内定)状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年度中に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

(2)「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について
①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。
②「就職」とは給料、賃金、報酬その他定期的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません(就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う)。
(3)上記のほか、「就職者数(関連分野)」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進

3. 主な学修成果(※3)

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他(民間検定等)の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果(例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等)について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針
 ・各学科における教育課程及び授業日数については関係法令、厚生労働省等の指導基準並びに学校管理規則に則る
 ・学科の特色等に応じて、関する業・団体等からの意見を十分に生かし編成する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

・各種協会の行事等に積極的に参加し、意見交換を行うとともに、教育課程編成委員会の外部委員の意見を、カリキュラム編成に反映させるよう努めている。教育課程編成委員会の意見はカリキュラム検討会議で審議されたのち、校長の許可を経て決定する。

・本学園管理規則第8条で「学校の教育課程及び授業日数は、学習指導要領及び学則に定める基準により学校長が編成する」としている。

・教育課程編成要領(平成25年8月1日制定)に基づき、教育課程編成委員会を設置。(平成25年8月30日)

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和元年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
高田保	(公社)長野県柔道整復師会 会長	平成30年11月1日～ 令和2年10月31日(2年)	①
酒井正彦	酒井整骨院 院長	平成30年11月1日～ 令和2年10月31日(2年)	③
安田政寛	(一社)長野県針灸師会	平成30年11月1日～ 令和2年10月31日(2年)	①
臼井武文	真気堂 院長	平成30年11月1日～ 令和2年10月31日(2年)	③
柳澤玉枝	(公社)長野県介護福祉士会 会長	平成30年11月1日～ 令和2年10月31日(2年)	①
油井博一	(福)ジェイエー長野会 理事長	平成30年11月1日～ 令和2年10月31日(2年)	③
多田久剛	NPO法人 Spitzen Performance 代表理事	平成30年11月1日～ 令和2年10月31日(2年)	①
岩満弘和	(株)イワミツ東京営業所 取締役	平成30年11月1日～ 令和2年10月31日(2年)	③
小林一貴	学校長 専務理事	平成30年11月1日～ 令和2年10月31日(2年)	
伊藤尚司	事務局長	平成30年11月1日～ 令和2年10月31日(2年)	
工藤征一郎	はりきゅう学科長	平成30年11月1日～ 令和2年10月31日(2年)	
加藤稔啓	柔道整復学科長	平成30年11月1日～ 令和2年10月31日(2年)	
畠山仁美	介護福祉学科長	平成30年11月1日～ 令和2年10月31日(2年)	
石川祐佑	スポーツトレーナー学科長	平成30年11月1日～ 令和2年10月31日(2年)	
原田英樹	学務部長	平成30年11月1日～ 令和2年10月31日(2年)	

※委員の種別の欄には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回

(開催日時(実績))

平成30年度

第1回 平成30年11月28日(水)11:00～(スポーツトレーナー)、13:30～(柔道整復)、15:00～(はりきゅう)
 12月12日(水)13:30～(介護福祉)

第2回 平成31年2月27日(水)11:00～(スポーツトレーナー)、11:30～(はりきゅう)、15:30～(柔道整復)
 3月5日(火)11:00～(介護福祉)

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

「当校は、はりきゅう学科及び柔道整復学科、介護福祉学科並びにスポーツトレーナーの3学科が設置されており、お互い知識を交換し合い、活用していくことは有意義であり、学生時代から共有して学ぶことが大事である。」
 こうした発言を踏まえ、4学科連携のもと、学生研究発表会や学生指導に活かしていくものとする。

2. 「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

(1) 実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

担当教員と施設・企業担当者との連携により、年間スケジュールに基づき実施する。

(2) 実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

・授業科目担当教員と受入施設の担当者が実習の実施前に実習内容の詳細について打ち合わせを行い、授業内容及び評価方法等を決定している。実習期間中は施設の担当者が実習指導や評価、専門性の高い技術的な指導を行うが同行する教員がその様子を見聞きし、実習の目的を達成するために十分な授業内容となっているか、また、評価は適切に行われているか等を定期的に確認するなど教員と施設が連携しながら実習運営を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科目名	科目概要	連携企業等
介護実習	年間の初めに実習指導者会議を開催し、施設実習が円滑で効率的に行えるよう、実習施設関係者と共通理解を図っている。	県内老人福祉施設、老人保健施設、障害者支援施設94施設と連携
介護保険と障害者自立支援	障がい者支援施設を1年次に施設見学し、障がい者の施設での生活や通所サービスの利用状況について学習する。	障害者支援施設ほほえみ
社会福祉と社会保障	老人福祉施設を1年次に施設見学し、高齢者の施設での生活を理解するとともに、通所介護及び介護予防サービスの運営等について学習する。	特別養護老人ホーム富竹の里
医療的ケア	医療的ケアについて県内11校の担当教員が意見交換を行い、アンケートから見える課題等について話し合い、授業が円滑に行えるようにする。	長野県介護福祉士養成施設連絡会 医療的ケア研究会
障害の理解	障がい者とスポーツを一緒に行う事で、障がい者を持った人の理解を深め、サポートすることの意義を学ぶ。	長野県障がい者福祉センター サンアップル

3. 「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1) 推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針

光和学園就業規則第44条（研修）の定めによる。

- ・学科に関連する業・団体が主催する学術大会・研修解凍の積極的参加し、見聞を広め、教育力の向上に努める。
- ・教員の資質向上を図るため、教員が各種学会等への参加する費用に対する資金助成を行う。
- ・学校における全体教員会議を年5回開催し、教員間の意思疎通を図り、円滑な教務運営を行う。

(2) 研修等の実績

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「介護予防運動主任指導員フォローアップ研修」（東京都健康長寿医療センター）

期間：9月26日（水） 対象：介護予防主任運動指導員

内容：ピックアップされた内容の履修

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「国家試験対策の現状と課題」（日本介護福祉士養成施設協会）

期間：9月13日（木） 対象：介護福祉士養成施設教員

内容：国家試験対策の調査報告と学生の指導と育成方法について

(3) 研修等の計画

① 専攻分野における実務に関する研修等

研修名「介護予防運動主任指導員フォローアップ研修」（東京都健康長寿医療センター）

期間：6月7日（金） 対象：介護予防主任運動指導員

内容：ピックアップされた内容の履修

② 指導力の修得・向上のための研修等

研修名「日本介護福祉士養成施設協会関東信越ブロック研修会：題名未定」（日本介護福祉士養成施設協会）

期間：令和1年9月20日（金）栃木県予定 対象：介護福祉士養成施設教員

内容：未定

4. 「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1) 学校関係者評価の基本方針

本学の教育活動や学校運営に資する為、その達成状況や達成に向けた取組みの適切さ等を評価・公表し、組織的・継続的な改善を図るため、卒業生、関係業・団体、学校関係者、保護者、地域住民等の学校関係者による「学校関係者評価委員会」を編成し、「学校関係者評価検証報告書」をまとめ、公表する。

(2) 「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1) 教育理念・目標	(1) 教育理念・目標・育成人材像等
(2) 学校運営	(2) 学校運営
(3) 教育活動	(3) 教育活動
(4) 学修成果	(4) 教育成果
(5) 学生支援	(5) 学生支援
(6) 教育環境	(6) 教育環境
(7) 学生の受入れ募集	(7) 学生の募集と受入れ
(8) 財務	(8) 財務
(9) 法令等の遵守	(9) 法令等の遵守
(10) 社会貢献・地域貢献	(10) 社会貢献
(11) 国際交流	(11) 国際交流

※(10)及び(11)については任意記載。

(3) 学校関係者評価結果の活用状況

委員から、①救急法を、職員を含め学生全員が受講できるよう検討してほしい。②入学動機や就職後の実態把握等を行い、状況分析をどう行うか。③中期計画の作成について、等、貴重な意見を頂き、前向きに検討を進めている。

(4) 学校関係者評価委員会の全委員の名簿

令和元年7月31日現在

名前	所属	任期	種別
高田保	(公社)長野県柔道整復師会会長	平成29年9月1日～ 令和元年8月31日(2年)	企業等委員
安田政寛	(一社)長野県針灸師会会長	平成29年9月1日～ 令和元年8月31日(2年)	企業等委員
臼井武文	(一社)長野県はり灸マッサージ師会理事長	平成29年9月1日～ 令和元年8月31日(2年)	企業等委員
柳澤玉枝	(公社)長野県介護福祉士会会長	平成29年9月1日～ 令和元年8月31日(2年)	企業等委員
佐野孝陽	校友会理事	平成29年9月1日～ 令和元年8月31日(2年)	卒業生
山邊忠廣	自営業(はり灸鍼灸院)	平成29年9月1日～ 令和元年8月31日(2年)	卒業生
矢花康子	はりきゆう学科保護者	平成29年9月1日～ 令和元年8月31日(2年)	PTA
鶴田隆	柔道整復学科保護者	平成29年9月1日～ 令和元年8月31日(2年)	PTA
中村靖	介護福祉学科保護者	平成29年9月1日～ 令和元年8月31日(2年)	PTA
高野邦彦	元三輪田町区長	平成29年9月1日～ 令和元年8月31日(2年)	地域住民
徳永次男	元長野県須坂東高等学校校長	平成29年9月1日～ 令和元年8月31日(2年)	高等学校
関口正雄	特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構	平成29年9月1日～ 令和元年8月31日(2年)	専修学校

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例) 企業等委員、PTA、卒業生等

(5) 学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

「ホームページ」・ 広報誌等の刊行物 ・ その他(関係機関・役員等へ送付))

<http://www.kowagakuen.ac.jp>

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を、積極的に提供するものとする。

- ・卒業生による組織「校友会」による学校祭を毎年開催し、業・団体等との情報交換を行っていく。
- ・学校が発行する「学校要覧」「自己点検評価報告書」等の情報提供を積極的に行っていく。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	(1)学校の概要 (2)目標及び計画
(2)各学科等の教育	(3)各学科(コース)等の教育
(3)教職員	(7)教職員
(4)キャリア教育・実践的職業教育	(5)キャリア活動等
(5)様々な教育活動・教育環境	(6)様々な教育活動
(6)学生の生活支援	(8)入学者選抜、学生指導・生活指導
(7)学生納付金・修学支援	(8)生徒納付金、就学支援
(8)学校の財務	(9)学校の財務
(9)学校評価	(10)学校評価
(10)国際連携の状況	
(11)その他	(11)その他

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

<http://www.kowagakuen.ac.jp>

授業科目等の概要

(教育・社会福祉専門課程 介護福祉学科) 令和元年度															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
○			人間関係論Ⅰ	自己理解・他者理解、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につける。	1・前	30	2	○			○			○	
○			人間関係論Ⅱ	介護実践のために必要な人間の理解や他者への情報の伝達に必要な基礎的なコミュニケーション能力を身につける。	1・後	30	2	○			○			○	
○			社会福祉と社会保障	・社会福祉についてさまざまな視点から自分の考えを持ち、社会の出来事に関心を持つことができる。 ・社会保障の役割や意義を理解する。	1・後	30	2	○			○			○	
○			介護保険と障害者自立支援	介護保険、障害者支援について理解するとともに、支援者としての視点をもって役立てることができる。	2・前	30	2	○			○			○	
○			アクティビティ・ケア	レクリエーションの発案と実践。	2・通	60	2		○		○			○	
○			健康論	人間の体のメカニズムを理解し、根拠に基づいたケアと多職種との連携協働が出来るようにする。	2・後	30	2	○			○			○	
○			初級障がい者スポーツ	障害者スポーツの意義と理念を理解し、適切な指導が行えるようになる。	2・後	20	1		○		○	○	○	○	
○			介護サービスマナー	接遇・マナーの基本を身に付ける。	2・前	20	1		○		○			○	
○			介護の基本Ⅰ	「その人らしい生活」を支援する専門職として基本となる考え方や姿勢を身に付ける。	1・通	60	4	○			○			○	
○			介護の基本Ⅱ	介護を必要とする人の生活を支えるしくみを理解する。	2・前	30	2	○			○			○	
○			リハビリテーション論	リハビリテーションに係る基礎知識の習得とともに、障害者をサポートするシステムを理解し、リハビリテーションの具体的な事例を学び、介護福祉士としての係りに役立てる。	2・後	30	2	○			○			○	

○		認知症の理解 I	認知症の人をひとりの人として理解する自分をつくる。	1・後	30	2	○			○								
○		認知症の理解 II	認知症の人と介護者としての私の関係ではなく、共に生きる関係をつくる。	2・前	30	2	○			○								
○		障害の理解 I	障害に係る基礎知識の習得とともに、障害をもつ本人や家族の状況を理解し、障害者自立支援の具体的な事例を学び、効果的な介護をめざす。	1・前	30	2	○			○								
○		障害の理解 II	障害に係る基礎知識の習得とともに、障害をもつ本人や家族の状況を理解し、障害者自立支援の具体的な事例を学び、効果的な介護をめざす。	2・前	30	2	○			○								
○		心と体のしくみ I	介護技術の根拠になる人体の構造や機能を理解し、介護サービスにおける安全への配慮ができるようにする。	1・前	30	2	○			○								
○		心と体のしくみ II	介護サービスの根拠になることとからだのしくみを理解し、安全な介護の提供に繋げる考え方を身につける。	1・後	30	2	○			○								
○		心と体のしくみ III	食事・入浴・清潔保持に関連した利用者の状態変化とそれに伴う生活課題を論理的に理解する。	2・前	30	2	○			○								
○		心と体のしくみ IV	排泄・睡眠・ターミナルケアについて心と体のしくみとの関連性について理解し、根拠に基づいたケアができるようにする。	2・前	30	2	○			○								
○		医療的ケア I	個人の尊厳を守り安全な療養生活が維持できるよう、他職種との連携と実践の重要性を学ぶ。	1・通	40	2				○								
○		医療的ケア II	介護職が行う喀痰吸引等の医療的ケアの実施における社会的背景と合法化された経緯を理解し、個人の尊厳を基軸におき、安全な療養生活が維持できるように、知識・技術を身につける。	2・通	40	2				○								
○		医療的ケア III	倫理性を持ち、理論に基づいた医療的行為が実践できること。	2・後	30	1				○								
○		課題研究		1・2	45	3				○								
合計				科目	1,995単位時間(88単位)													

卒業要件及び履修方法		授業期間等	
卒業認定は出席時数及び各種試験成績の評価、操行勤怠等考慮。進級は通年での定期試験評価が平均60点以上とする。		1 学年の学期区分	2 期
		1 学期の授業期間	20 週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3(3)の要件に該当する授業科目について○を付すこと。